

ほ場整備を契機とした農地の集積・集約化（県営農地整備事業（経営体育成型））上石那田地区

【取組のポイント】

ほ場整備を契機に農事組合法人の設立や担い手への農地集積・集約化が進みました。効率的な営農が展開され、農家の収益向上につながりました。

【取組地区の概要】

- 位置**
栃木県宇都宮市
- 事業計画(H27～R4)**
整地工 A=25.3ha
(水田22.7ha、畑2.6ha)
水路工 L=9.7km
道路工 L=4.7km
暗渠排水工 A=22.2ha
- 主要作物**
水稻、麦、大豆、にんじん等
- 主な支援施策**
県営農地整備事業(経営体育成型)



基盤整備

基盤整備の内容

ほ場の大区画化、用排水路・農道の整備により、農作業や水管理の省力化を図るとともに、担い手の確保・育成や水田を活用して露地野菜の生産拡大に取り組んでいます。



担い手

ほ場整備を契機とした農事組合法人の設立

平成31年1月に地域ぐるみの集落営農組織「農事組合法人石那田ファーム」が設立された。
(組合員:32人 経営面積:42ha)

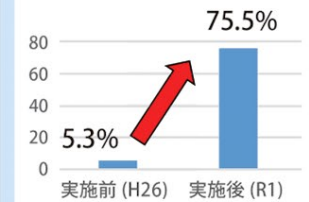
農地の集積・集約化

基盤整備、集落営農法人の設立により、農地中間管理事業を活用して農地集積面積は大幅に増加し75.5%となり、農地の集約化も図られました。
また、生産コストの削減、収益性の高い作物の導入が可能となり、農家の収益の向上につながりました。

担い手への農地集積状況



農地集積率の変化



ほ場整備を契機とした園芸作物の生産拡大（県営農地整備事業（経営体育成型））荒井町島地区

【取組のポイント】

ほ場整備を契機に産地づくり基本構想に基づく生産拡大が進められるなど、産地収益力の向上が図られています。

【取組地区の概要】

- 位置**
栃木県大田原市
- 事業計画(H29～R5)**
整地工 A=61.2ha
(水田59.9ha、畑1.3ha)
水路工 L=14.2km
道路工 L=5.5km
- 主要作物**
水稻、麦、やまといも、ねぎ等
- 主な支援施策**
県営農地整備事業(経営体育成型)



基盤整備

基盤整備の内容

ほ場の大区画化をはじめ、用排水路の管路化や自動給水栓など、大型機械やスマート農業機器の性能が発揮できる基盤整備を進めています。



作物

汎用化された水田を利用した露地野菜の導入

担い手による効率的な水稻栽培が行われるとともに、水田を活用し、やまといもなどの露地野菜が栽培されています。

土地利用型園芸の展開

基盤整備を契機として、本地区を含む地域で、やまといもを中心とした産地づくりの取組が進んでいます。

やまといも収穫の様子



やまといも作付面積



農業水利施設の防災減災対策（県営農業用河川工作物応急対策事業）美田東部頭首工地区

【取組のポイント】

老朽化の進行による深刻な機能低下が生じていた頭首工の更新整備により、災害の未然防止と地域農業経営の安定化が図られました。

【取組地区の概要】

1 位置
栃木県栃木市

2 事業計画
頭首工

- 取水口 3門
- 土砂吐 2門
- 洪水吐 3門
- 油圧ユニット
- 操作盤
- エプロン

3 主要作物
・水稲

4 支援施策
・県営農業用河川工作物応急対策事業 (H27～R元)



洪水時の排水機能の改善

築造後40年以上経過し、ゲート設備の老朽化により、開閉に支障を来し、溢水被害が生じる危険性があるため、更新や補修工事等を行い、洪水による災害の未然防止を図りました。



整備後の美田東部頭首工の全景、取水口及び監視モニター

安定した農業経営の確保

老朽化したゲート設備の更新や補修工事等を行い、受益面積685.1haを潤すために、安定した用水の供給機能を確保することができました。



…受益区域

美田東部頭首工

防災対策

監視体制の強化

監視カメラ、投光機を新しく設置し、昼夜を問わず、監視できる施設が整備されました。

監視体制

防災重点ため池における防災・減災対策

【取組のポイント】

全ての防災重点ため池において「ため池ハザードマップ」を作成することにより、災害時の円滑な避難行動につなげるとともに、地域住民の防災・減災の意識の醸成を図ります。

大雨に関する情報など

決壊のイメージなど

避難時の注意点など

災害学習情報（災害時の心得など）

ため池ハザードマップ（松寿園浦上・下）

緊急時の連絡先など

自宅の決めごとなど

避難活用情報（浸水予想区域・避難場所）

ため池ハザードマップ（松寿園浦上・下）

浸水区域や浸水までの時間、避難所の位置等を表示

農村地域には混住化により、農家以外の方々も多く住むようになってきています。このため、ハザードマップによりため池の存在を認知してもらうとともに、災害発生時には迅速かつ確かな避難行動に役立ててもらい、被害の低減につなげます。

（参考）市町別防災重点農業用ため池数			（箇所）			
事務所	市町	防災重点農業用ため池	事務所	市町	防災重点農業用ため池	
河内 上都賀	宇都宮市	16	塩谷 南那須 （その2）	塩谷町	1	
	日光市	1		高根沢町	1	
	真岡市	2		那珂川町	17	
芳賀	益子町	26	大田原市	大田原市	4	
	茂木町	2		那須塩原市	4	
	市貝町	5		那須町	3	
下都賀	芳賀町	3	足利市	足利市	55	
	栃木市	25		安足	佐野市	12
	小山市	1				
塩谷 南那須 （その1）	矢板市	8	計			218
	さくら市	8				
	那須烏山市	24				

中山間地域の魅力ある農村環境の形成（県営中山間地域総合整備事業）馬頭中部地区

【取組のポイント】

農業生産基盤整備と併せて農村生活環境整備を行うことにより、中山間地域の農業・農村の活性化を図ります。

【取組地区の概要】

- 位置**
栃木県那珂川町
- 事業計画(H27～R4)**
農業用排水 L=460m
農道 L=990m
圃場整備 A=57.2ha
農業集落道 L=470m
防災安全施設 2箇所
活性化施設 1箇所
- 主要作物**
水稲、畜産、トマト等
- 主な支援施策**
県営中山間地域総合整備事業



農業生産基盤

農業生産基盤整備の内容

圃場の大区画化、用排水路・農道の整備により、農作業時間の短縮、水管理の省力化を図ります。



整備後の圃場

農村生活環境

農村生活環境整備の内容

集落道、防火水槽により地域の利便性、安全性向上を図ります。活性化施設により地域コミュニティの活性化向上を図ります。



活性化施設(計画図)

生産機能と多面的機能の発揮

圃場整備の実施により、大型機械による効率的な営農が可能となるなど、農業生産性が向上しました。農業経営の安定や、耕作放棄地抑制が期待されます。

整備中の防火水槽や活性化施設により、地域の防災力向上や地域コミュニティの活性化が期待されます。



整備後の営農状況



整備された農道



整備が進む防火水槽

生産基盤整備と生活環境整備を一体的に行う農村づくり（県営農村振興総合整備事業）安足地区

【取組のポイント】

地域の多様なニーズに応じた農業生産基盤と生活環境の整備を総合的に推進し、快適で豊かな農村の実現を図ります。

【取組地区の概要】

- 位置**
栃木県足利市・佐野市
- 事業計画(H30～R7)**
農業用排水 L=11.8km
農道整備 L=3.7km
生態系保全 3路線
地域資源利活用
施設整備 1カ所
- 主要作物**
水稲、麦、いちご、トマト、大豆等
- 主な支援施策**
県営農村振興総合整備事業



基盤整備

基盤整備の内容

用排水路・農道の整備により、労力の軽減を図り、農地の保全に努めます。



農道整備

地域資源の利活用

地域資源（自然エネルギー）の利活用

太陽光発電施設を用水路に設置し、売電による農業水利施設の維持管理費の節減や環境への負荷を軽減します。

農業水利施設のコスト低減

発電した電気は売電（21円/kWh）し、土地改良区の農業水利施設（19施設194kW）の電気代、維持管理費に充当し、経費の節減が図られました。（電気代の約55%を賄える。）



※太陽光発電
出力3kWで1軒分の電気を賄う。
安足地区では、出力49kWで約16軒分を賄う。

農業農村整備事業負担割合一覧表（補助率・採択基準の概要）

1 生産基盤の整備

主体	事業名等	事業の内容	負担区分(%)				受益面積要件(ha)
			国	県	市町	地元	
県	農地整備事業						
	経営体育成型	農地集積の促進や農業経営規模の拡大に向けた農地の大区画化・汎用化等の基盤整備	50	30	20	—	20
	機構関連型	農地中間管理機構が借り入れしている農地を対象として、農業者の費用負担を求めず実施する基盤整備	62.5	27.5	10	—	10 [中山間5]
	農地集積促進事業						
	高度土地利用調整指導事業	農地集積に関する土地改良区等への助言・指導 ※〔〕は機構関連型	50 [62.5]	50 [37.5]	—	—	—
	高度土地利用調整調査・調整事業	土地利用調整活動及び農地集積のための推進活動への支援 ※〔〕は機構関連型 ※()は中山間地域	50 [62.5] (55)	25	25	—	[12.5] (20)
	中心経営体農地集積促進事業	中心経営体への農地集積率に応じて対象事業費の一定割合を交付	50	50	—	—	—
	経営体育成促進事業						
	担い手育成農地集積事業	農地集積の促進を目的として、地元負担金の一定割合を無利子により融資	100	—	—	—	—
	農地耕作条件改善事業	農地中間管理機構による担い手への農地集積や高収益作物への転換に向けた取組を行う地区における基盤整備の実施					
農薬用排水施設	農薬用排水施設の新設、廃止又は変更 ※()は中山間地域	(55) 50	25	(20) 25	—	100 [畑20]	
農作業道	農作業道の変更 ※()は中山間地域	(55) 50	25	(20) 25	—	20	
区画整理	畦畔除去等による農地の区画拡大 ※()は中山間地域	(55) 50	27.5	(17.5) 22.5	—	10	
中山間地域総合整備事業	中山間地域の活性化を目的として、生産基盤及び生活環境の整備を一体的に実施 ※()は生産基盤以外の工種	55	30 (25)	15 (20)	—	60 [山間地20]	
農地耕作条件改善事業	農地中間管理機構による担い手への農地集積や高収益作物への転換に向けた取組を行う地区における基盤整備の実施						
団体	農薬用排水施設	農薬用排水(営農用水含む)施設の新設、廃止又は変更	(55) 50	(20) 15	(25) 35	—	—
	暗渠排水	暗渠の新設又は変更	(55) 50	(20) 15	(25) 35	—	—
	区画整理	農用地の区画形質の変更	(55) 50	(20) 15	(25) 35	—	—
	農作業道等	農作業道・進入路等の新設・変更	(55) 50	(20) 15	(25) 35	—	—
	スマート農業導入推進型	GNSS基地局等の設置・更新等 ※()は中山間地域	—	—	—	—	—
	高収益作物転換型	実施展示ほ場の設置・運営、農作業機械リース等 ※()は中山間地域	(55) 50	—	(45) 50	—	—
	区画拡大	畦畔除去、均平作業等による簡易な区画拡大	*	—	—	—	—
	暗渠排水	吸水渠(本暗渠管)の間隔が10m以下の暗渠排水の新設	*	—	—	—	—
	湧水処理	湧水処理のための暗渠管等の新設	*	—	—	—	—
	更新整備	更新する必要がある用排水路等の整備	*	—	—	—	—
末端畑地かんがい施設	末端畑地かんがい施設の新設、廃止又は変更	*	—	—	—	—	
中山間地域総合整備事業	中山間地域の活性化を目的として、生産基盤及び生活環境の整備を一体的に実施 ※()は生産基盤以外の工種	55	20 (15)	25 (30)	—	20 [山間地10]	

農業の基盤づくりを行う
事業メニューまる

2 水利施設の保全管理

主体	事業名等	事業の内容	負担区分(%)				受益面積要件(ha)
			国	県	市町	地元	
国	かんがい排水事業(基幹施設)	特に大規模な農業水利施設の新設、廃止又は変更	70~2/3	—	—	—	3,000 [畑1,000]
	かんがい排水事業(一般施設)	基幹施設以外の大規模な農業水利施設の新設、廃止又は変更	2/3	—	—	—	—
	国営造成土地改良施設整備事業	基幹的な国営造成施設の維持補修整備事業	2/3	—	—	—	—
	水利施設整備事業						
	かんがい排水事業	末端支配面積100ha(畑20ha)以上の基幹水利施設の整備・更新	50	25	25	—	200 [畑100]
	基幹水利施設ストックマネジメント事業	県営造成施設の機能診断・機能保全計画の策定、及びそれらに基づく対策工事の実施	50	25	25	—	法事業は100 [畑20]
	基幹排水対策特別事業	末端支配面積5ha以上の排水条件不良地域における排水機場、排水樋門及び排水路等の新設、改修	50	25	25	—	20
	農業水利施設保全合理化事業	農用地利用集積促進用排水施設整備計画に基づき実施する用排水施設の新設、廃止又は変更 ※()は地域指定区域	(55) 50	25	(20) 25	—	20
	農業水利施設保全合理化事業	ゲート、分水工の自動化など水管理の合理化・省力化を図るための用排水施設の新設、廃止又は変更 ※()は地域指定区域	(55) 50	25	(20) 25	—	[末端100]
	水利施設整備事業	農地集積・集約の促進を図るための水管理省力化に向けた水利システムの整備 ※()は地域指定区域	(55) 50	25	(20) 25	—	20 [中山間10]
県	農村地域防災減災事業						
	ため池整備事業	決壊や崩壊等の災害発生のおそれがあるため池の新設、変更又は廃止					
	大規模事業	総事業費8,000万円以上の整備	55	25	20	—	100
	小規模事業	総事業費800万円以上の整備	50	25	25	—	10
	用排水施設等整備事業	治水被害や洪水被害などの災害発生のおそれがある地域における用排水施設の変更又は新設					
	大規模事業	総事業費8,000万円以上の整備	55	25	20	—	100
	小規模事業	総事業費800万円以上の整備	50	25	25	—	10
	農業用河川工作物等応急対策事業	治水機能の低下等により洪水などの災害発生のおそれがある農業用河川工作物の整備補強					
	大規模事業	総事業費1億円以上の整備	55	37	8	—	—
	小規模事業(1)	総事業費5,000万円以上の整備	50	42	8	—	—
小規模事業(2)	総事業費800万円以上の整備	50	32	18	—	—	
特定農業用管水路等特別対策事業	石綿等が使用されている農業用管水路の撤去及び変更	50	35	15	—	20	
基幹水利施設管理事業	基幹的な国営造成施設の公共・公益的機能を強化した維持管理事業	30	30	20	20	1,000	
団体	水利施設整備事業						
	地域農業水利施設ストックマネジメント事業	団体営造成施設等の機能診断・機能保全計画の策定、及びそれらに基づく対策工事の実施					
	単体施設	末端支配面積100ha以上の頭首工、用排水機場、樋門、ため池等の整備 ※()は地域指定区域	(55) 50	(25) 20	(20) 30	—	10
	単体施設以外	上記以外の施設の整備 ※()は地域指定区域	(55) 50	(20) 15	(25) 35	—	10
	農業水利施設保全合理化事業(管理省力化施設整備)	ゲート、分水工の自動化など水管理の合理化・省力化を図るための用排水施設の新設、廃止又は変更 ※()は地域指定区域	(55) 50	(20) 15	(25) 35	—	—
	農村地域防災減災事業						
	農業用ため池防災減災対策推進事業	防災重点農業用ため池の防災工事着手に向けた対策の実施	100	—	—	—	—
	土地改良施設維持管理適正化事業	土地改良施設の定期的な整備補修	30	30	—	40	—
	国営造成施設管理促進事業	大規模な国営造成施設のうち特に大規模で操作が複雑、高度な施設における土地改良区等の操作技術の修得と操作体制の整備					
	①操作体制整備型	施設の操作体制の整備	60	20	—	20	—
②管理体制整備型	施設の管理体制の整備	50	25	25	—	—	

3 農村環境の保全

事業名等	事業の内容	負担区分(%)			
		国	県	市町	地元
中山間地域等直接支払事業	農業生産条件の不利地域における農業生産活動を継続するための支援 ※()は特認地域	1/2 (1/3)	1/4 (1/3)	1/4 (1/3)	—
多面的機能支払事業	農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動への支援	50	25	25	—

4 地域資源の活用、農村生活環境の整備

事業名等	事業の内容	負担区分(%)			
		国	県	市町	地元
地域用水環境整備事業	水利施設整備と一体的に行う小水力発電施設等の整備 〔団体営事業〕	50	15	35	—
農村振興総合整備事業	農業集落周辺地域における農業生産性の向上を目的とした農業生産基盤と農村生活環境の整備・再編 〔県営事業〕※()は生産基盤以外の工種 〔団体営事業〕※()は生産基盤以外の工種	50	25 (20)	25 (30)	—
汚水処理施設整備交付金	「地域再生計画」に基づく農業集落排水施設の整備	50	—	50	—

5 県単事業

事業名等	事業の内容	負担区分(%)				受益面積要件(ha)
		国	県	市町	地元	
県単農業農村整備事業	国の補助事業の対象とならない小規模な生産基盤整備や生活環境の整備					
かんがい排水事業	用排水施設、安全施設の整備 ※()は林野率50%以上(旧市町村単位)	—	35 (45)	20 以上	45 (35)	1(0.5)
圃場整備事業	圃場整備、暗渠排水等の整備 ※()は林野率50%以上(旧市町村単位)	—	35 (45)	20 以上	45 (35)	1(0.5)
農道整備事業	農道、安全施設付帯施設の整備 ※市町の財政力指数により県負担が変動 ※〔〕は過疎、山振	—	20~40 [30~50]	20 以上	60~40 [50~30]	1
農作業条件整備	圃場入口、畦畔小段、防護柵等の新設・改修 ※()は林野率50%以上(旧市町村単位)	—	35 (45)	20 以上	45 (35)	1(0.5)
農村生活環境整備	農村環境施設、農業集落道、農業集落排水、営農飲雑用水施設等の整備	—	50	20 以上	30	—
農業用施設管理	・農地防災施設の整備(県補助率50%) ・管理省力化施設等の整備 ※()は林野率50%以上(旧市町村単位)	—	50 35	20 以上	30 45	1(0.5)
地域資源保全	農村景観形成、伝統的農業用施設、生態系保全施設等の整備	—	50	20 以上	30	—
農業水利施設機能診断事業	国の補助対象とならない受益面積100ha未満の施設の機能診断 ※()は林野率50%以上(旧市町村単位)	—	50	—	50	1(0.5)

補助事業を活用して
農業の基盤づくりを行うまる

